処遇改善加算・特定処遇改善加算　支払規定

特定非営利活動法人あおもり２４

従来の処遇改善加算は平成24年度に開始し、当事業所が規定した「福祉・介護人材の処遇改善事業一時金に係る支払規定」によりその全額を一時金として支払いをしてきた。

　これに加えて、令和元年10月より特定処遇改善加算事業が始まったことによって、対象者をより明確にするために、新たな規定を加えることとする。

(目的)

1. この規定は、福祉・介護職員処遇改善加算並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算の支払いをもって、介護職員等の更なる処遇改善を目的として定めるものである。

（対象者）

第2条　対象職員は、以下の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 処遇改善加算 | 特定処遇改善加算 |
| 常勤の介護職員 | 〇 | A　勤続10年以上で介護福祉士資格　　を有し、責任ある立場にあるもの。年収440万円以上を想定する。 | ○ |
| その他の非常勤介護職員 | 〇 | B　その他の常勤介護職員と非常勤介護職員 | 〇 |
| その他の職員 | × | C　事務職員 | 〇 |

（支給年度）

第３条　支給年度は、当該事業の実施年度内とする。

（支給方法）

第４条　一時金として、銀行振り込みでその全額を支給する。常勤職員については基本給の一部を処遇改善加算より支払う。

(支給額)

第５条　支給額は、加算額に応じて各人毎に定めた支払割合でその額を決定するものとする。支払割合は、「キャリアパス制度一覧表」の職位並びに、勤務成績を勘案して理事長がこれを定める。

(支給制限）

第6条　次の各号に該当するものに対しては、処遇改善加算等一時金の一部又は全部を支給しないことがある。

1. 勤務成績又は職務能力の極めて劣るもの
2. 退職手続き中のもの
3. 理事長が特に定めたもの

（補足）

第７条　この規定に定めることのほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会を招集して定めるものとする。

附則

　この規定は、令和元年10月1日から施行する。

　令和2年11月1日一部改正

　令和３年４月１日一部改正